

健康サポート事業 のご案内



本事業の対象となる方には、
7月頃(予定)にご自宅宛て
に案内文を送付させていただきます。

共済組合では、63歳から73歳の組合員および被扶養者の方々を対象に「健康サポート事業」を実施しています。

この事業は、保健師・看護師等の資格を持った専門職がご自宅に訪問し、皆様の現状の生活等について伺い、これからの健康維持・疾病予防、将来の介護不安等のための具体的なアドバイスをさせていただくものです。

短期給付の状況でもお伝えしましたとおり、「前期高齢者納付金」は、共済組合に加入する前期高齢者の方の医療費により大きく左右される仕組みとなっています。

費用は共済組合が全額負担しますので、皆様の費用負担はありません。対象者の皆様におかれましては、ぜひともこの事業をご活用いただき、健康増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品差額通知の送付について

共済組合では医療費増高対策の一環として、年2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。ジェネリック医薬品に切り替えることにより、組合員や被扶養者の皆様の窓口の負担額だけでなく、医療費全体の削減にも繋がりますので、ぜひご検討ください。

ジェネリック医薬品差額通知とは？

服用されている新薬をジェネリック医薬品へ切り替えることにより、お薬代をどの程度軽減できるかをお知らせする通知です。

対象者

調剤薬局や医療機関で新薬を処方されている組合員と被扶養者の方で、ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ自己負担額の軽減が見込まれる方

送付時期(予定)

今年度は
令和2年8月、令和3年2月

ジェネリック医薬品とは？

調剤薬局や医療機関で処方されるお薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。新たに開発された新薬は、一定期間、独占的に製造・販売ができるよう、特許により守られています。この特許が切れた後に新薬と同じ有効成分・効用で作られるため、開発費用が少なく済み、低価格で提供することができます。

安全性と有効性は新薬と同等！

ジェネリック医薬品の安全性と有効性は厳しくチェックされ、新薬と同等であると認められています。

つまり、ジェネリック医薬品を活用すれば、医療の質を落とすことなく、医療費を抑制することができます。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医師の治療上の方針で、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

3/1から 介護休業手当金の給付上限額が変更となりました

介護休業手当金の給付額は、標準報酬の月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、令和2年3月1日より右表の給付上限額に変更となりましたのでお知らせします。

※育児休業手当金は現行と変わりありません。

介護休業手当金	給付上限額	
	令和2年2月29日まで	令和2年3月1日から
	15,230円	15,221円

専門家が電話で健康相談にお答えします

こころとからだの健康相談

携帯・PHSからでも無料！

※日曜・祝日および年末年始を除く

専用
ダイヤル

0120-926-738

※組合員・ご家族どなたでもご利用いただけます。※番号非通知設定ではご利用いただけません。